

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

1 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく伊勢原市の健全化判断比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.5	42.4

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を表示しています。

令和3年度伊勢原市公共下水道事業会計に基づく資金不足比率

1 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく伊勢原市の資金不足比率を次のとおり報告します。

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」を表示しています。

【令和3年度決算に基づく健全化判断比率等】

《参考資料》

早期健全化基準 ……自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

財政再生基準 ……国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

※ 一般会計等……本市の場合、一般会計に用地取得事業特別会計を加えたもの。

単位(%)

区分	指標の説明	伊勢原市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	12.41	20.0
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率	—	17.41	30.0
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	7.5	25.0	35.0
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	42.4	350.0	

公営企業の経営健全化基準 ……公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告します。

なお、地方財政健全化法上の資金不足比率の対象となる会計は、伊勢原市の場合、公共下水道事業会計です。

単位(%)

資金不足比率	公営企業における資金不足額の、事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20.0
--------	---------------------------	---	-------------------

令和3年度		実質赤字比率 (%)	—	実質公債費比率			
健全化判断比率の状況		連結実質赤字比率 (%)	—	区分		決算額(単位:千円,%)	左の内訳
市町村コード	142140	実質公債費比率 (%)	7.5	分子			
市町村名	伊勢原市	将来負担比率 (%)	42.4	分母			
実質赤字比率				将来負担比率			
区分		決算額(単位:千円,%)		決算額(単位:千円,%)		左の内訳	
繰上充用額(A)		0		公債費充当一般財源等(繰上償還額及び満期一括地方債の元金に係る分を除く)(1)	2,229,322	(3)の内訳	決算額(千円)
支払繰延額(B)		0		満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等(2)	0	公共下水道事業	500,492
事業繰越額(C)		0		公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金(3)	500,492		
標準財政規模(D)		20,871,660		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金(4)	259,945		
実質赤字比率 $\frac{(A)+(B)+(C)}{(D)}$							
連結実質赤字比率		資金不足比率(%)		債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(5)			
区分		決算額(単位:千円,%)		一時借入金の利子(6)			
繰上充用額(A)		0		災害復旧費等に係る基準財政需要額(7)	1,328,157	(5)の内訳	決算額(千円)
支払繰延額(B)		0		(7)で準元利償還金に係るもの(8)	481,874	国営事業等負担金	0
事業繰越額(C)		0		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(9)	101,375	その他の事業	449,239
標準財政規模(D)		20,871,660		(9)で準元利償還金に係るもの(10)	120,384		
実質赤字比率 $\frac{(A)+(B)+(C)}{(D)}$							
連結実質赤字比率		資金不足比率(%)		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(11)			
区分		決算額(単位:千円,%)		密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)(12)			
一般会計及び用地取得事業特別会計(1)		2,440,297		小計((1)~(6))-(7)~(12))【A】	1,407,814	3	R元年度 7,924
公共下水道事業会計(2)		556,455		標準財政規模(13)	20,871,660	R2年度	7,332
国民健康保険特別会計(3)		183,986		(7)~(12)の額(14)	2,031,790	R3年度	7,473
介護保険特別会計(4)		287,004		小計(13)-(14)【B】	18,839,870	実質公債費比率	7.5
後期高齢者医療事業特別会計(5)		6,161		実質公債費比率(単年度) $\frac{【A】}{【B】} \times 100$			
その他特別会計				7.473			
(1)~(7)の額【A】		3,473,903		将来負担比率			
標準財政規模【B】		20,871,660		区分		決算額(単位:千円,%)	左の内訳
連結実質赤字比率 $\frac{【A】}{【B】} \times 100$		—		令和3年度末一般会計等の地方債現在高(1)	22,402,604	(3)の内訳	将来負担額(千円)
(注) 令和3年度は、全ての会計において黒字となっています。				債務負担行為に基づく支出予定額(2)			
				一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額(3)			
				組合等の地方債の元金償還に対する本市の負担見込額(4)			
				退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額(5)			
				設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額(6)			
				連結実質赤字額(7)			
				組合等の連結実質赤字相当額のうち本市の一般会計等の負担見込額(8)			
				令和3年度末充当可能基金現在高(9)			
				充当可能な特定の繰入見込額(10)			
				地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(11)			
				小計(将来負担額-(9)~(11))【A】			
				標準財政規模(12)			
				災害復旧費等に係る基準財政需要額(13)			
				(13)で準元利償還金に係るもの(14)			
				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(15)			
				(15)で準元利償還金に係るもの(16)			
				密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(17)			
				密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る)(18)			
				小計(標準財政規模(12)-算入公債費等(13)~(18))【B】			
				将来負担比率 $\frac{【A】}{【B】} \times 100$			
				42.4			